

# グリーン住宅ポイント制度 商品交換申込書 同意事項 新旧対照表

グリーン住宅ポイント制度 商品交換申込書 同意事項を2022年2月4日に改定いたします。改定内容は以下の通りです。

(黄網部分が改定箇所)

改定後 (2022年2月4日改定)	現 行
<p><u>4. 住所変更</u></p> <p>申請者は、引っ越し等により申請書類に記載した住所の変更があった場合、速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従わなければなりません。交換商品事業者の責めに帰さない事由（申請者の不在、事務局に対する事前の通知なしの住所変更、申請者に対して発行されたポイントの取り消し、前項の協議が整わなかった場合等。）により、令和4年3月15日までに納品できない場合 <b>(ただし、事務局が別途やむを得ない理由により当該期限内に間に合わないと判断した場合は、この限りではありません)</b> または期限にかかわらず納品できないことが明らかになった場合、交換商品事業者の申し出に基づき、事務局は、商品交換の申込みを無効とすることがあります。</p>	<p><u>4. 住所変更</u></p> <p>申請者は、引っ越し等により申請書類に記載した住所の変更があった場合、速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従わなければなりません。交換商品事業者の責めに帰さない事由（申請者の不在、事務局に対する事前の通知なしの住所変更、申請者に対して発行されたポイントの取り消し、前項の協議が整わなかった場合等。）により、令和4年3月15日までに納品できない場合または期限にかかわらず納品できないことが明らかになった場合、交換商品事業者の申し出に基づき、事務局は、商品交換の申込みを無効とすることがあります。</p>

以上